

社発第 T-136 号  
2026 年 5 月 20 日

貸借取引参加者  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表執行役社長 下山田 守邦

貸借取引品貸し申込みにおける品貸料の最高料率 4 倍適用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の銘柄につきましては、貸付株券の調達が困難であることから、2026 年 5 月 21 日  
申込分（5 月 22 日品貸し申込み受付分）から当分の間、貸借取引品貸し申込みにおける品貸料  
の最高料率を 4 倍とする臨時措置を講じることといたしましたので、ご通知申し上げます。

今後、貴社におかれましては、当該銘柄の置かれている状況をご理解のうえ貸借取引をご利用  
いただくとともに、併せて当該銘柄の制度信用取引をご利用のお客様に対しましては、当該臨時  
措置の実施についてご説明いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

コード	対象銘柄
543A	ARCHION(株)

以 上